

紙による買受見積書の提出方法について

(参考)

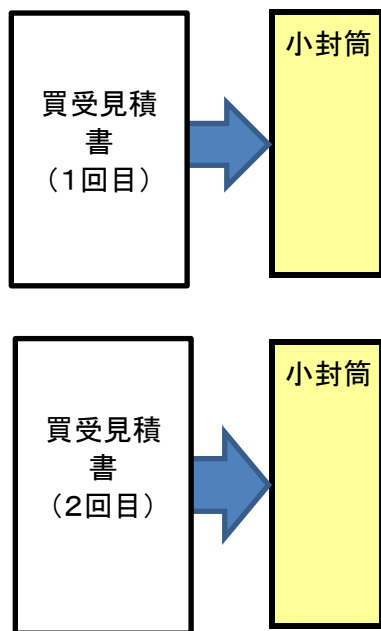
- 1 見積合せ日：令和6年2月13日（火）
- 2 買受見積書は、「【別紙2】政府所有外国産米穀（練炭製造用）に係る買受見積書」による。
- 3 買受見積書等の提出は次によるものとする。

初度の買受見積書には「1回」と、再度見積の買受見積書には「2回」以下、最高「10回」と回数がかかるよう記載し、個々の封筒に封かんしないで提出するものとする（買受見積書の提出は10回（枚）まで可能です。）。

※ 10回目までの買受見積書が売渡予定価格以上に達しなかった場合で、かつ、見積合せ継続の意向がある場合は、11回目以降の買受見積書を10枚ずつ（この場合、11～20回目）提示願います（提示方法は別途連絡します。）。

提出方法のイメージ

【別紙2】買受見積書 **押印不要**



封筒おもて	封筒うら
〒100-8950 東京都千代田区 霞が関1-2-1 農林水産省 農産局農産政策部 貿易業務課 契約第1班 宛 「政府所有外国産米穀(練炭製造用) 販売に係る買受見積」在中	〇〇〇-〇〇〇〇 住所 買受者名 (担当者名)

【買受見積書等の提出場所及び受付締切日時】

提出場所：農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第1班
(〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1)

受付締切日時：郵送による場合：令和6年2月9日（金）17時00分まで（必着）
持参する場合：令和6年2月13日（火）13時00分まで

郵送の場合は、簡易書留や特定記録等、記録が残る方法により送付すること。

・・・10枚（回）までを一まとめにして提出は可能
小封筒への封かんは不要です。